

韓国の難民法と日本の出入国管理及び難民認定法との主要条項対比

区分	韓国・難民法	日本・出入国管理及び難民認定法
難民等の定義	<p>この法で使う用語の意味は、次の通りである。</p> <p>①「難民」とは、人種・宗教・国籍・特定社会集団の構成員であること若しくは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあると認める十分に理由のある恐怖によって国籍国の保護を受けることができない又は保護されることを望まない外国人、又はそのような恐怖によって大韓民国に入国する前に居住していた国家（以下「常居所国」という。）に帰ることができない又は帰ることを望まない無国籍者である外国人をいう。</p> <p>②「難民と認定された者」（以下「難民認定者」という。）とは、この法により難民と認められた外国人をいう。</p> <p>③「人道的在留許可を受けた者」（以下「人道的在留者」という。）とは、第1号には該当しないものの、拷問などの非人道的な取扱いや罰則またはその他の状況によって生命や身体の自由などを著しく侵害されるおそれがあると認める程度の合理的な理由がある者として、大統領令に定めるところにより法務部長官から在留許可を受けた外国人をいう。</p> <p>④「難民認定を申請した者」（以下「難民申請者」とは、大韓民国に難民認定を申請した外国人として、次の項目のいずれか1つに該当する者をいう。</p> <p>イ. 難民認定申請に対する審査が進行中の者</p> <p>ロ. 難民不認定の決定または難民不認定に対する異議棄却の決定を受けて、異議申立の提起期間または行政審判もしくは行政訴訟の提起期間が過ぎている者</p> <p>ハ. 難民不認定決定に対する行政審判または行政訴訟が進行中の者</p> <p>⑤「再定住希望難民」とは、大韓民国の外にいる難民の中で大韓民国への定住を希望する外国人をいう。</p> <p>⑥「外国人」とは、大韓民国の国籍を持たない者をいう。</p>	2③-2
情報提供	<p>7 I</p> <p>事務所長、出張所長または保護所長（以下「事務所長等」という。）は、出入国管理事務所（以下「事務所」という。）、出入国管理事務所出張所（以下「出張所」という。）、外国人保護所（以下「保護所」という。）および管轄出入国港に難民認定申請に必要な書類を備え付けてこの法にともなう受付方法および難民申請者の権利など必要な事項を掲示（インターネットなど電子的方法を通じた掲示を含む。）し、誰でも閲覧することができるようにしなければならない。</p>	規定なし

区分		韓国・難民法	日本・出入国管理及び難民認定法		
難民認定申請・審査	難民認定申請	5 I	大韓民国の国内にいる外国人として難民認定を受けようとする者は、法務部長官に難民認定申請ができる。この場合、外国人は難民認定申請書を出入国管理事務所長(以下「事務所長」という。)、出入国管理事務所出張所長(以下「出張所長」という。)または、外国人保健所長(以下「保護所長」という。)に提出しなければならない。	61-2 I	法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により申請があったときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定(以下「難民の認定」という。)を行うことができる。
		5 II	第1項にともなう申請をするときには、次の各号に該当する書類を提示しなければならない。 ①旅券または外国人登録証。ただし、これを提示することができない場合にはその理由書 ②難民認定審査の参考になる資料がある場合は、その資料	規55 I	法第61条の2第1項の規定により難民の認定を申請しようとする外国人は、別記第74号様式による申請書及び難民に該当することを証する資料各1通並びに写真2葉(法第61条の2の2第1項に規定する在留資格未取得外国人については、3葉)を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。
		5 III	難民認定申請は書面でしなければならない。ただし、申請者が文字を書けない場合、または障害などの理由によって申請書を作成することができない場合、受け付ける公務員が申請書を作成して申請者とともに署名又は記名押印しなければならない。	規55 I 但書	前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類1通を提出しなければならない。 ①旅券又は在留資格証明書 ②登録証明書 ③法第3章第3節及び第4節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書
		規定なし	規55 III	無筆、身体の故障その他申請書を作成することができない特別の事情がある者にあつては、申請書の提出に代えて申請書に記載すべき事項を陳述することができる。	
	申請支援義務	5 IV	出入国管理者は、難民認定申請に関して問い合わせをする者または申請の意思を明らかにする外国人がいれば、積極的に助けなければならない。	規定なし	
申請受付証交付	5 V	法務部長官は、難民認定申請を受けた時には、直ちに申請者に受付証を交付しなければならない。	規定なし		
出入国港での申請	6 I	外国人が入国審査を受ける時に難民認定申請しようとする場合、「出入国管理法」にともなう出入国港を管轄する事務所長または出張所長に難民認定申請書を提出しなければならない。	規定なし		
	6 II	事務所長または出張所長は、第1項により出入国港で難民認定申請書を提出した者に対し、7日の範囲で出入国港にある一定の場所に留まるようにすることができる。			

区分		韓国・難民法		日本・出入国管理及び難民認定法	
難民認定申請・審査	出入国港での申請	6Ⅲ	法務部長官は、第1項により難民認定申請書を提出した者に対し、その申請書が提出された日から7日以内に難民認定審査に回付するのかを定めるべきで、その期間中に定めることができないならばその申請者の入国を許可しなければならない。	規定なし	
		6Ⅳ	出入国港で難民申請をした者に対しては、大統領令に定めるところにより、第2項の期間の間基本的な衣食住を提供しなければならない。		
	難民申請者の在留資格	5Ⅵ	難民申請者は、難民認定可否に関する決定が確定するときまで(難民不認定決定に対する行政審判や行政訴訟が進行中の場合にはその手続が終結する時まで)、大韓民国に在留することができる。	18-2 I	入国審査官は、船舶等に乗っている外国人から申請があった場合において、次の各号に該当すると思料するときは、一時庇護のための上陸を許可することができる。 ①その者が難民条約第1条A(2)に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入った者であること。 ②その者を一時的に上陸させることが相当であること。
				61-2-4	法務大臣は、在留資格未取得外国人から第61条の2第1項の申請(難民認定申請)があったときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合(他の在留許可がある者や何らかの犯罪・違反をしている者等)を除き、その者に仮に本邦に在留することを許可するものとする。
	難民認定	18 I	法務部長官は、難民認定申請が理由であると認められる時には、難民であることを認める決定をして難民認定証明書を難民申請者に交付する。	61-2 I	法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により申請があったときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定(以下「難民の認定」という。)を行うことができる。
		18 II	法務部長官は、難民認定申請に対し難民に該当しないと決める場合には、難民申請者にその理由と30日以内に異議申請を提起することができるという旨の難民不認定決定通知書を交付する。	61-2 II 前	法務大臣は、難民の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、
		18 III	第2項にともなう難民不認定決定通知書には決定の理由(難民申請者の事実主張および法的主張に対する判断を含む。)と異議申請の期限および方法を明示しなければならない。	61-2 II 後	その認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する。
	補完的保護	2③	「人道的在留許可を受けた者」(以下「人道的在留者」という。)とは、第1号には該当しないものの、拷問などの非人道的な取扱いや罰則またはその他の状況によって生命や身体の自由などを著しく侵害されるおそれがあると認める程度の合理的な理由がある者として、大統領令に定めるところにより法務部長官から在留許可を受けた外国人をいう。	61-2-2 II	法務大臣は、前条第1項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

区分		韓国・難民法		日本・出入国管理及び難民認定法		
難民認定申請・審査	審査期限	18Ⅳ	第1項または第2項にともなう難民認定などの決定は、難民認定申請書を受け付けた日から6ヶ月以内にしなければならない。ただし、やむをえない場合には6ヶ月の範囲で期間を定めて延長することができる。	規定なし		
	審査手続	8Ⅰ	第5条にともなう難民認定申請書を提出された事務所長等は、遅滞なく難民申請者に対し面接を実施して事実調査をした後、その結果を難民認定申請書に添付して法務部長官に報告しなければならない。	規定なし		
	事実調査	10Ⅰ	法務部長官は、難民の認定または第22条にともなう難民認定の取消・撤回の可否を決めるために必要な場合、法務部内難民専門担当官または事務所・出張所・保護所の難民審査官に対し、その事実の調査を命じることができる。	61-2-14Ⅰ	法務大臣は、難民の認定、第61条の2の2第1項(難民認定申請者に対する定住者資格付与)若しくは第2項(在留特別許可)、第61条の2の3(難民認定者から定住者への資格変更)若しくは第61条の2の4第1項(仮在留許可)の規定による許可、第61条の2の5(仮在留許可取消)の規定による許可の取消し、第61条の2の7第1項の規定による難民の認定の取消し又は第61条の2の8第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。	
		10Ⅱ	法務部長官は、第1項にともなう調査をするために必要な場合、難民申請者、その他に関係者を出席させ、質問をしたり、文書等の資料提出を要求することができる。	61-2-14Ⅱ	難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。	
	難民調査官	8Ⅳ	法務部長官は、事務所、出張所または保護所に面接と事実調査等を専門に担当する難民審査官を置く。難民審査官の資格と業務遂行に関する事項は大統領令に定める。	2⑫-2	難民調査官 第61条の3第2項第2号(第61条の2の8第2項において準用する第22条の4第2項に係る部分に限る。)及び第6号(第61条の2の14第1項に係る部分に限る。)に掲げる事務を行わせるため法務大臣が指定する入国審査官をいう。	
	難民申請者に有利な資料収集義務	9	法務部長官は、難民申請者に有利な資料も積極的に収集して審査資料として活用しなければならない。	規定なし		
	同性面接調査	8Ⅱ	難民申請者の要請がある場合、同性の公務員が面接をしなければならない。	規定なし		
	面接録音・録画	8Ⅲ	事務所長等が必要だと認める場合、面接過程を録音または録画することができる。ただし、難民申請者の要請がある場合には、録音または録画を拒否してはならない。	規定なし		
	面接同席	13	難民審査官は、難民申請者の申請がある時には、面接の公正性に支障をきたさない範囲で、信頼関係ある者の同席を許容することができる。	規定なし		
	面接通訳	14	法務部長官は、難民申請者が韓国語で十分な意思表示をできない場合には、面接の過程で大統領令に定める一定の資格をそなえた通訳人に通訳させなければならない。	規定なし		

区分		韓国・難民法		日本・出入国管理及び難民認定法	
難民認定申請・審査	調書作成・確認	15	難民審査官は、難民申請者が難民面接調書に記載された内容を理解できない場合、難民面接を終了した後に難民申請者が理解できる言語で通訳または翻訳をしてその内容を確認できるようにしなければならない。	規59-2 I 規59-2 II	難民調査官は、法第61条の2の14第2項の規定により関係人の出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成するものとする。 難民調査官は、前項の調書を作成したときは、関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。
	弁護士依頼	12	難民申請者は、弁護士の助力を受ける権利を持つ。		規定なし
	審査手続の一部省略	8 V	法務部長官は、次の各号のいずれか1つに該当する難民申請者に対しては、第1項にともなう審査手続の一部を省略することができる。 ①偽りの書類を提出したり、偽りの陳述をするなど、事実を隠して難民認定申請をした場合 ②難民として認められることが出来なかった者または22条により難民認定が取り消しになった者が、重大な事情の変更なしに再び難民認定申請をした場合 ③大韓民国に1年以上在留している外国人が、在留期間満了日に差し迫って難民認定申請をしたり、強制退去対象の外国人がその執行を遅延させる目的で難民認定申請をした場合		規定なし
	難民申請者の誠実対応義務	8 VI	難民申請者は、難民審査に誠実に応じなければならない。法務部長官は、難民申請者が面接などのための出席要求にもかかわらず、3回以上連続して出席しない場合には、難民認定審査を終了することができる。		規定なし
	提出資料・調書の閲覧・複写	16 I	難民申請者は、本人が提出した資料、難民面接調書の閲覧や複写を要請することができる。		規定なし
		16 II	出入国管理官は、第1項にともなう閲覧や複写の要請がある場合、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、審査の公正性に顕著な支障を招くと認めるほどの明らかな理由がある場合には、閲覧や複写を制限することができる。		規定なし
	難民情報の保護	17 I	何人たりとも難民申請者と第13条により面接に同席する者の住所・氏名・年齢・職業・容貌、その他その難民申請者などを特定して把握できるようにする人的事項と写真などを公開したり、他人に漏洩してはならない。ただし、本人の同意がある場合は例外とする。		規定なし

区分		韓国・難民法		日本・出入国管理及び難民認定法	
難民認定・審査	難民情報の保護	17Ⅱ	何人たりとも第1項にともなう難民申請者などの人的事項と写真などを難民申請者等の同意なしに出版物に掲載したり、放送媒体または情報通信網を利用して公開してはならない。	規定なし	
		17Ⅲ	難民認定申請に対するいかなる情報も出身国に提供されてはならない。		
意義申立・審査	異議申立	21Ⅰ	第18条2項または、第19条により難民不認定決定を受けた者または第22条により難民認定が取り消し若しくは撤回された者は、その通知を受けた日から30日以内に法務部長官に異議申請ができる。この場合異議申請書に異議の理由を釈明する資料を添付して事務所長などに提出しなければならない。	61-2-9Ⅰ	次に掲げる処分に不服がある外国人は、法務省令で定める事項を記載した書面を提出して、法務大臣に異議申立てをすることができる。 ①難民の認定をしない処分 ②第61条の2の7第1項の規定による難民の認定の取消し
				61-2-9Ⅱ	前項の異議申立てに関する行政不服審査法第45条の期間は、第61条の2第2項(難民不認定)又は第61条の2の7第2項(難民認定取消)の通知を受けた日から7日以内とする。
		21Ⅱ	第1項にともなう異議申請をした場合には、「行政審判法」にともなう行政審判を請求できない。	規定なし	
		21Ⅲ	法務部長官は、第1項により異議申請書を受け付けなければ遅滞なしで第25条にともなう難民委員会に回付しなければならない。	規58-5Ⅲ	法務大臣は、法第61条の2の9第6項に規定する手続を行おうとするときは、あらかじめ、別記第79号様式による口頭意見陳述実施通知書によつてその日時及び場所を難民審査参与員に通知しなければならない。
		21Ⅳ	第25条にともなう難民委員会は、直接または第27条にともなう難民調査官を通じて事実調査ができる。	規58-10	法務大臣は、難民調査官に、法第61条の2の9第1項の規定による異議申立てに関する異議申立人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、参考人の陳述を聞かせ、検証をさせ、又は異議申立人若しくは参加人の審尋をさせることができる。
		21Ⅵ	法務部長官は、難民委員会の審議を経て第18条により難民認定可否を決める。	61-2-9Ⅲ	法務大臣は、第1項の異議申立てに対する決定に当たっては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならない。
			規定なし	61-2-9Ⅳ	法務大臣は、第1項の異議申立てについて行政不服審査法第47条第1項又は第2項の規定による決定をする場合には、当該決定に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。
	異議申立処理期限	21Ⅶ	法務部長官は、異議申請書を受け付けた日から6ヶ月以内に異議申請に対する決定をしなければならない。ただし、やむをえない事情でその期間の中に異議申請に対する決定をすることはできない場合には6ヶ月の範囲で期間を定めて延長することができる。	規定なし	

区分		韓国・難民法		日本・出入国管理及び難民認定法			
意義 申立 ・ 審査	諮問機関	25 I	第21条にともなう異議申請に対する審議をするために法務部に難民委員会(以下「委員会」という。)を置く。	61-2-10 I	法務省に、前条第1項の規定による異議申立てについて、難民の認定に関する意見を提出させるため、難民審査参与員若干人を置く。		
		25 II	委員会は、委員長1人を含んだ15人以下の委員で構成する。	規58-9 I	法務大臣は、3人の難民審査参与員によつて構成する複数の班を設け、意見を聴くべき班の順序を定めるものとする。この場合において、法務大臣は、異なる専門分野の難民審査参与員によつて班が構成されるよう配慮するものとする。		
				規58-9 II	法務大臣は、前項の規定により設けた班を構成する難民審査参与員の1部又は全部が疾病その他の事情により当該班が担当する異議申立てについて関与することができなくなつたときは、当該班又は当該難民審査参与員に代えて他の班又は他の難民審査参与員から意見を提出させるものとする。		
		25 III	委員会に分科委員会を置くことができる。	規定なし			
		規定なし			61-2-10IV	難民審査参与員は、非常勤とする。	
		26 I	委員は次の各号のどれ1つに該当する者の中から法務部長官が任命または委嘱する。 ①弁護士資格がある者 ②「高等教育法」第2条1号もしくは第3号にともなう学校で法律学などを教える副教授以上の職にある若しくはあつた者 ③難民関連業務を担当する4級以上の公務員である若しくはあつた者 ④その他に難民に関して専門的な知識と経験がある者	61-2-10 II	難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第1項の異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。		
		26 II	委員長は委員の中で法務部長官が任命する。	規定なし			
		26 III	委員の任期は3年とし、再任することができる。	61-2-10 III	難民審査参与員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。		
		27 I	委員会に難民調査官を置く。	2⑫-2	難民調査官 第61条の3第2項第2号(第61条の2の8第2項において準用する第22条の4第2項に係る部分に限る。)及び第6号(第61条の2の14第1項に係る部分に限る。)に掲げる事務を行わせるため法務大臣が指定する入国審査官をいう。		
		27 II	難民調査官は、委員長の命を受け異議申請に対する調査およびその他に委員会の事務を処理する。	規58-10	法務大臣は、難民調査官に、法第61条の2の9第1項の規定による異議申立てに関する異議申立人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、参考人の陳述を聞かせ、検証をさせ、又は異議申立人若しくは参加人の審尋をさせることができる。		

区分	韓国・難民法		日本・出入国管理及び難民認定法	
第三国定住	24 I	法務部長官は、再定住希望難民を受け入れるかどうか、その規模および出身地域など主要事項に関し、「在韓外国人処遇基本法」第8条にともなう外国人政策委員会の審議を経て、再定住希望難民の国内定住を許可することができる。この場合、定住許可は第18条1項にともなう難民認定とみる。	規定なし	
UNHCRとの連携	29 I	法務部長官は、UNHCRが次の各号の事項に対し統計などの資料を要請する場合、協力しなければならない。 ①難民認定者および難民申請者の状況 ②難民条約および難民議定書の履行状況 ③難民関係法令（立法予告をした場合を含む）	規定なし	
	29 II	法務部長官は、UNHCRや難民申請者の要請がある場合、UNHCRが次の各号の行為をできるように協力しなければならない。 ①難民申請者面談 ②難民申請者に対する面接参加 ③難民認定申請または異議申請に対する審査に関する意見提示	規定なし	
	29 III	法務部長官および難民委員会は、UNHCRが難民条約および難民議定書の履行状況を点検する任務を円滑に遂行できるように便宜を提供しなければならない。	規定なし	
送還の禁止 (ノンフルマンの原則)	3	難民認定者と人道的在留者および難民申請者は、難民条約第33条および「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰の禁止に関する条約」第3条により、本人の意思に反して強制的に送還されない。	53 III	前2項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。 ①難民条約第33条第1項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。） ②拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける扱い又は刑罰に関する条約第3条第1項に規定する国 ③強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第16条第1項に規定する国

区分	韓国・難民法	日本・出入国管理及び難民認定法
入管法との関係	4 難民認定者と人道的在留者および難民申請者の地位と取扱いに関してこの法で定めない事項は、「出入国管理法」を適用する。	難民関係の規定は主に第7章の2「難民の認定等」で規定されている。難民認定手続と退去強制手続は並行して行われ、難民申請者であっても第5章「退去強制手続」の違反調査・收容・仮放免・退去強制等の対象となる。ただし、第61条の2の6(退去強制手続との関係)において、難民認定者、在留特別許可・仮在留許可を得た者、難民申請中の者に対しては、退去強制手続を行わない又は停止する旨の規定がある。
	20 I 出入国管理官は、難民申請者が自身の身元を隠して難民の認められる目的で旅券など身分証をわざと破棄したり、偽りの身分証を行使したことが明白な場合、その身元を確認するために「出入国管理法」第51条により事務所長等から保護命令書を発行されて保護することができる。	
	20 II 第1項により保護された者に対しは、その身元が確認されたり、10日以内に身元を確認することができない場合、直ちに保護を解除しなければならない。ただし、やむを得ない事情で身元確認が遅滞する場合、事務所長等は10日の範囲で保護を延長することができる。	
難民認定者、難民申請者等の処遇	第4章 難民認定者などの処遇 (人道的在留者・難民申請者・難民認定者の処遇について規定) ※別紙のとおり	規定なし(外務省の予算措置)

注1 韓国・難民法の条項は、全国難民弁護団連絡会議と難民支援協会による非公式訳を基本としている。

注2 条文番号については、アラビア数字(ex.「2」「61-2-2」)は条、ローマ数字(ex.「I」「II」)は項、○数字(ex.「①」「②」)は号を表している。

注3 「難民認定の制限」「難民認定の取消」に関する条項の大部分は、難民条約第1条の規定と同趣旨のため、省略した。

(編集・文責:アムネスティ日本 大阪難民チーム)

韓国・難民法（対比表別紙）

第4章 難民認定者などの処遇

第1節 難民認定者の処遇

第30条（難民認定者の処遇）の1 大韓民国に在留する難民認定者は、他の法律にかかわらず、難民条約にともなう処遇を受ける。

2 国家と地方自治体は、難民の処遇に関する政策の樹立・施行、関係法令の整備、関係部署などに対する支援、その他に必要な措置をしなければならない。

第31条（社会保障） 難民と認定されて国内に在留する外国人は、「社会保障基本法」第8条等にかかわらず、大韓民国国民と同じ水準の社会保障を受ける。

第32条（基礎生活保障） 難民と認定されて国内に在留する外国人は、「国民基礎生活保障法」第5条の2にかかわらず、本人の申請により同じ法第7条から第15条までにともなう保護を受ける。

第33条（教育の保障）の1 難民認定者やその子供が「民法」により未成年者の場合には、国民と一緒に初等教育と中等教育を受ける。

2 法務部長官は、難民認定者に対し大統領令に定めるところにより、彼の年齢と修学能力および教育環境などを考慮して必要な教育を受けられるように支援することができる。

第34条（社会適応教育など）の1 法務部長官は、難民認定者に対し大統領令に定めるところにより、韓国語教育など社会適応教育を実施することができる。

2 法務部長官は、難民認定者が願う場合、大統領令に定めるところにより、職業訓練を受けられるように支援することができる。

第35条（学歴認定） 難民認定者は、大統領令に定めるところにより、外国で履修した学校教育の程度に相応する学歴を認められることができる。

第36条（資格認定） 難民認定者は、関係法令で定めるところにより、外国で取得した資格に相応する資格またはその資格の一部を認められることができる。

第37条（配偶者などの入国許可）の1 法務部長官は、難民認定者の配偶者または未成年者の子どもが入国を申請する場合、「出入国管理法」第11条に該当する場合でなければ入国を許可しなければならない。

2 第1項にともなう配偶者および未成年者の範囲は、「民法」に従う。

第38条（難民認定者に対する相互主義適用の排除） 難民認定者に対しは、他の法律にかかわらず、

相互主義を適用しない。

第2節 人道的在留者の処遇

第39条（人道的在留者の処遇） 法務部長官は、人道的在留者に対し就労許可ができる。

第3節 難民申請者の処遇

第40条（生計費などの支援）の1 法務部長官は、大統領令に定めるところにより、難民申請者に生計費などを支援することができる。

2 法務部長官は、難民認定申請日から6ヶ月が過ぎた場合には、大統領令に定めるところにより、難民申請者に就職を許可することができる。

第41条（住居施設の支援）の1 法務部長官は、大統領令に定めるところにより、難民申請者が居住する住居施設を設置して運営することができる。

2 第1項にともなう住居施設の運営などに必要な事項は、大統領令に定める。

第42条（医療支援） 法務部長官は、大統領令に定めるところにより、難民申請者に医療支援ができる。

第43条（教育の保障） 難民申請者およびその家族のうちの未成年者の外国人は、国民と同じ水準の初等教育および中等教育を受けることができる。

第44条（特定の難民申請者の処遇の制限） 第2条4項の（ハ）、または第8条5項の第2号もしくは第3号に該当する難民申請者の場合には、大統領令に定めるところにより、第40条1項および第41条から第43条までに定めた処遇を全部または、一部制限することができる。

第5章 補則

第45条（難民支援施設の運営など）の1 法務部長官は、第34条、第41条および第42条で決める業務などを効率的に遂行するために難民支援施設を設置して運営することができる。

2 法務部長官は、必要だと認めれば、第1項にともなう業務の一部を民間に委託することができる。

3 難民支援施設の利用対象、運営および管理、民間委託などに必要な事項は、大統領令に定める。

第46条（権限の委任） 法務部長官は、この法にともなう権限の一部を大統領令に定めるところにより事務所長等に委任することができる。